

第 247 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 12 号

令和 6 年 12 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 12 号をもって、令和 6 年 12 月 10 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 247 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 12 月 10 日（火） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	13 番 福田 美保
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

4. 欠席委員

12 番 矢口 明之

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

4 番 中山 峰雄 6 番 井坂 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第68号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第71号 農地改良協議書に対する同意について
議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第73号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 48 分開会

議長	<p>次に報告第 40 号から第 42 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5 番 佐賀 正治	<p>12 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、岡部委員と福田委員と私、佐賀の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番の農地は、●●●●●●から約 550m 南西に位置する畑 1 筆になります。現況は、雑草繁茂の状態となっていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。粟を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●から約 450m 北西と約 450m 南西に位置する田 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p>

続きまして番号3番の農地は、●●●●●●●●●●から約100m北東に位置する田2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。

続きまして番号4番の農地は、●●●●●●●●●●から約100m北東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。

続きまして番号5番の農地は、●●●●●●●●●●から約650m東に位置する田3筆と、●●●●●●●●●●から約170m南に位置する畑3筆と、●●●●●●●●●●から約400m北西に位置する畑2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻、栗を作付けする計画です。

続きまして番号6番の農地につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第69号農地法第4条の番号1番と関連する案件のため、そちらの説明の際に一括で説明いたします。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。
番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。

・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 6 番については、農地法第 4 条許可と関連がありますので、議案第 69 号の審査の中で一括審議といたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 68 号 番号 6 番を除く 5 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>（事務局朗読）</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5 番 佐賀 正治	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。こちらについては、議案第 68 号 農地法第 3 条の番号 6 番と関連がありますので一括で説明いたします。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 200m</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
11 番 岡部 正仁	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番から 3 番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m 南に位置する畑 4 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 4 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 120m 南東に位置する田 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 5 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 70m 北東に位置する田 1 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 6 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 30m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考え</p>

ます。

続きまして番号 7 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 800m北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 8 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 9 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 20m西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。

番号 1 番から番号 3 番は、渡人・受人が同一であり、申請地が近く、申請事由が同一であるため、関連した案件になりますので、一括審議といたします。ご意見、ご質問等ございますか。

・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番から番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番から番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 70 号 9 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 71 号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
13 番 福田 美保	<p>それでは説明いたします。 番号 1 から 2 番になります。こちらについては、隣接した申請地のため、一括で説明いたします。図面番号 9 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●から約 200m 南東に位置する田 1 筆と畑 2 筆になります。●●●●・●●●●●●の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、段差解消及び田畑転換をするための申請となります。改良後は露地野菜を作付する計画となっております。</p>
議長	<p>以上、同意相当と判断しました。委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>

議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 71 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>

議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 72 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 72 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 73 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 73 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 73 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>

議長	<p>来月の総会は、令和7年1月10日（金）午後2時から予定しております。新年初めての総会ですので、推進委員に出席いただきます。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、宮本 康子委員、関 宏幸委員、麻生 登美子委員です。</p> <p>日時は、12月26日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
4番 中山 峰雄	<p>私のところに通知が届きました。（農地における利用の意向について）黄色区分で見えています。内容はいいとして、耕作放棄地としているが、何かの間違いと思うので調査員と一緒に行って確認して下さい。次回の総会で報告いただきたい。</p>
事務局	<p>現地確認して報告したいと思います。</p>
4番 中山 峰雄	<p>はい、よろしくお願いいたします。通知お返しします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第247回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____ 飯田 敬市 _____

署 名 委 員 _____ 中山 峰雄 _____

署 名 委 員 _____ 井坂 孝雄 _____